

福岡県医発第1077号(地)

平成19年 9月25日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会

会 長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

電子マニフェストの加入について

標記の件につきまして、別紙のとおり福岡県環境部監視指導課長より通知がありました。

環境省では、平成18年11月19日に内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部において決定された目標値「平成22年度までに電子マニフェストの普及率50%」を達成するため、排出事業者、産業廃棄物処理業者、地方公共団体等関係各方面に加入の働きかけを行っているところです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和





(公印省略)

19 監 指 第 843 号

平成19年9月12日

関 係 各 位

福岡県環境部監視指導課長

電子マニフェストの加入について(依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格段の御配意を賜り御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する電子マニフェストは、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとって、事務処理の効率化、法令遵守(コンプライアンス)等の観点から多大なメリットがあります。

環境省では、平成18年11月19日に内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部において決定された目標値「平成22年度までに電子マニフェストの普及率50%」を達成するため、排出事業者、産業廃棄物処理業者、地方公共団体等関係各方面に加入の働きかけを行っているところです。

このため、本県においても、その普及に努めているところであり、貴団体の加入をはじめとして傘下会員等関係者への周知について特段の御協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

担 当 : 監視指導課 川崎

TEL 092-643-3395

FAX 092-643-3365



電子マニフェストについて

～はじめに～

産業廃棄物の不法投棄問題は、産業廃棄物の処理そのものに対する国民の不信を招く大きな原因となっています。

不法投棄対策としては、不法投棄を未然に防止する施策と、起きてしまった不法投棄を原状回復する施策と大きく2つに分けられます。

産業廃棄物管理票制度(以下「マニフェスト制度」という。)は、その未然防止のための施策の1つです。

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子情報を活用する「電子マニフェスト」を使用することが、廃棄物処理法で義務付けられています。

～電子マニフェスト制度とは～

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

情報処理センターは、廃棄物処理法に基づき、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。

～電子マニフェストの特徴・導入のメリット～

◇事務の効率化

- ・パソコンや携帯電話により、マニフェスト情報を簡単な入力操作で登録・報告ができます。
- ・マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存するため、マニフェストの保存が不要です。
- ・パソコンで廃棄物処理の状況を簡単に把握・確認することができます。
- ・マニフェスト交付等状況報告に関する行政報告(※)が不要です。

(※) 排出事業者は、平成19年度分(平成19年4月～平成20年3月)から毎年度、マニフェストの交付状況等を事業場の所在する都道府県・政令市に報告(平成19年度分の報告期限は平成20年6月末)する必要があります。

[詳細は県HP(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp> >くらしと環境>環境・衛生>産廃マニフェスト交付等状況報告について)をご覧ください。]

◇法令の遵守

- ・マニフェストの誤記・記載漏れがありません。
- ・排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限が自動的に通知され、確認漏れが防止できます。

◇データの透明性

- ・マニフェスト情報は第三者である情報処理センターが管理・保存します。

～普及促進キャンペーン～

(財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、現在、加入料を無料とするキャンペーンを実施中です。また、本年10月1日から、医療業等の少量排出事業者の方がまとめて加入する場合の割引料金制が導入されます。是非この機会に加入をご検討ください。

～問い合わせ・加入申し込み先～

(財)日本産業廃棄物処理振興センター(Tel03-3668-6513 <http://www.jwnet.or.jp>) 又は(社)福岡県産業廃棄物協会(Tel092-651-0171)